

令和6年由仁町議会第2回定例会 第1号

令和6年6月6日(木)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - 1、会務報告
 - 2、例月出納検査報告
 - 3、令和5年度由仁町一般会計繰越明許費繰越計算書報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 承認第 1号 専決処分した事件の承認について(由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 7 承認第 2号 専決処分した事件の承認について(令和5年度由仁町一般会計補正予算について)
- 8 議案第 1号 由仁町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第 2号 由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第 3号 由仁町介護老人保健施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第 4号 令和6年度由仁町一般会計補正予算について
- 12 議案第 5号 令和6年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 13 議案第 6号 令和6年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 14 議案第 7号 令和6年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について
- 15 議案第 8号 令和6年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について
- 16 議案第 9号 南空知消防組規約の変更について
- 17 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 18 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 19 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 20 会議案第1号 議員派遣について
- 21 意見書案 地方自治体に対する「指示権」を新設する地方自治法の改正に対する意見書について
第1号
- 22 意見書案 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書について
第2号
- 23 意見書案 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について
第3号

24 意見書案 厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める意見書に
第4号 について

25 議会運営委員会の閉会中の審査について

○出席議員（9名）

議長	9番	後藤篤人君	副議長	8番	早坂寿博君
	1番	浮田孝雄君		2番	加藤重夫君
	3番	東貴之君		4番	大畠敏弘君
	5番	野市裕司君		6番	佐藤英司君
	7番	中村隆浩君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	石	井		洋
代	表	監	吉	田	弘	幸
總	務	課	河	合	高	弘
地	域	活	青	山	裕	志
住	民	課	中	道	康	彦
産	業	振	関	澤	和	之
保	健	福	野	島		健
建	設	水	岩	花		司
会	計	管	秋	山	健	一
町	立	診	桐	越	佳	世
教	育	課	大	塚	郁	代
農	業	委	青	木	祐	次
員	会	事				君
務	務	局				君
長						君

○出席事務局職員

局		長	泉	陵	平	君
主		事	土	谷	練	君
主		事	山	下	真	白
						君

◎開会 午前 9時31分

◎開会の宣告

○議長（後藤篤人君） ただいまの出席議員は全員出席です。定足数に達しております。よって、令和6年由仁町議会第2回定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（後藤篤人君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤篤人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番 加藤君、3番 東君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（後藤篤人君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告願います。

加藤君

○2番（加藤重夫君） 今定例会の会期について、委員会の審議結果を報告いたします。
本委員会につきましては、三役会議の協議を踏まえ、6月4日に開催し、議会運営等について協議を行ったところであります。

内容については、今定例会の付議事件等として、報告事項として諸般の報告及び行政報告、町長提出案件として専決処分した事件の承認について2件、条例の一部改正案3件、令和6年度各会計補正予算案5件、一部事務組合規約の変更案1件、諮問3件の計14件であります。議会提出案件として、会議案1件、意見書案4件、議会運営委員会の閉会中の審査の申出1件の計6件であります。

続いて、議事運営の取扱いにつきましては、議案等については全て単独上程といたします。

本会議及び議事の日程は、付議事件全般について審議した結果、今定例会の会期については本日6日1日限りとする事で意見の一致を見たところでございます。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（後藤篤人君） 委員長に対し質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） なしといたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長(後藤篤人君) 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から令和5年度2月から4月分、令和6年度4月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、3の令和5年度由仁町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告をいたします。町長から令和5年度由仁町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長(後藤篤人君) 日程第4、行政報告を行います。

町長から一般行政報告があります。

町長

○町長(松村 諭君) 令和6年第1回定例会以降の行政事務についてご報告をいたします。

第1点目は、デマンドバスの運行状況についてであります。一昨年10月から実証運行を実施しております由仁町デマンドバスは、夕鉄バスの代替として、また本年度の新規通学者も含め石狩地区の通学便としても定着してきており、日常活動の足として大変喜ばれているところであります。本年4月と5月の実績では、利用者数は延べ829人、実人数で158人、1日平均の利用者は約14人となったところであり、前年同月の実績と比較いたしますと利用者数は約2倍、実人数は約4倍とそれぞれ上昇したところであります。三川駅前の利用者につきましては延べ67人、実人数で14人、1日平均の利用者は約2人となったところであります。

なお、実証運行につきましては本年9月末で終了し、これまで実施してきた試行的事業の運行内容を精査、検証するとともに、予約システムの最終調整を行い、10月から本格運行とするところであります。

第2点目は、エネルギーの森実証事業に関する協定の締結についてであります。本年5

月18日にJFEエンジニアリング株式会社とエネルギーの森実証事業に関する協定を締結いたしました。この協定は、本年3月5日開会の由仁町議会第1回定例会で承認いただきました町有地を活用し、JFEエンジニアリングが国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、通称NEDOと言いますが、通称NEDOの助成を受け、バイオマス燃料の安定的、効率的な供給、利用システムの構築に向けた実証事業を行うものであります。当町といたしましても、この実証事業はエネルギーの森をつくり、地元でエネルギー源を活用するといった、いわゆるエネルギーの地産地消を目指すものであり、昨年3月に由仁町ゼロカーボンシティ宣言並びに由仁町地球温暖化防止実行計画により当町が推進しようとする脱炭素の取組や新たな地域活性化の取組にも資するものと考えられることから、JFEエンジニアリングと連携、協力を進めていくものであります。

第3点目は、主な工事の進捗状況についてであります。設備事業の役場庁舎真空温水ヒーター更新工事は4月25日に着工し、現在工事の準備中で本年10月18日に完成の予定となっております。土木事業の三川本通り線道路改築工事は5月15日に着工し、現在工事の準備中で本年10月30日に完成の予定となっております。建築事業の由仁町立小中学校冷暖房工事は5月16日に中学校を着工、5月23日に小学校を着工し、現在工事の準備中で本年9月30日に完成の予定となっておりますが、児童生徒が使用する普通教室については夏季休業中に設置できるよう工事工程を組んでおります。同じく建築事業の職員住宅1号棟2階外壁修繕工事は5月30日に着工し、現在工事の準備中で本年9月13日に完成の予定となっております。同じく建築事業の健康元気づくり館冷暖房設備工事は5月30日に着工し、現在工事の準備中で本年9月30日に完成の予定となっております。

行政報告は以上3点でございます。

○議長（後藤篤人君） 教育長から教育行政報告があります。

教育長

○教育長（石井 洋君） 令和6年第1回定例会以降の教育行政諸般について2点ご報告いたします。

第1点目は、町内小中学校の状況についてであります。初めに、本年5月1日現在の小中学校の学級数及び児童生徒数についてであります。由仁小学校は特別支援学級5学級を含めて12学級185名、由仁中学校は特別支援学級3学級を含めて6学級90名となっております。小中学校全体では18学級275名となり、昨年度と比較しますと児童生徒数は増減がなく、学級数は特別支援学級の増により1学級増となっております。

次に、小中学校の教職員数についてであります。校長、教頭は4名、教諭31名、養護教諭2名、栄養教諭1名、事務職員2名のほか、中学校美術科における南幌中学校との兼務教諭1名の計41名で、特別支援学級の増により昨年度から2名多い教職員配置となっております。このほか道から派遣を受けている非常勤のスクールカウンセラーが1名、副校長、教頭マネジメント支援員1名、町単費でALTが2名、事務補2名、特別支援教育支援員5名、公務補3名の計14名の職員がそれぞれ勤務をしております。副校長、教

頭マネジメント支援員については、副校長、教頭の業務縮減に向けた道教委の試行事業で、全道で8校の配置となっております。

また、夏の暑さ対策として夏季休業日を例年より4日間長い7月25日から8月22日までの29日間としたところであります。なお、夏季休業日を長く設定したことから、冬季休業日については12月24日から1月13日までの21日間としております。

第2点目は、教育関係行事についてであります。初めに、学校行事についてであります。5年ぶりに多くの来賓の方々を迎え、4月8日に小中学校入学式を挙行いたしました。また、5月31日は中学校の体育大会、翌6月1日には小学校の運動会を行ったところであります。両校とも多くの保護者が子供たちを応援しておりました。由仁中学校の修学旅行については東北方面に向かい、5月21日から2泊3日の日程で実施いたしました。北海道では触れることのできない東北の歴史や東日本大震災の爪痕について学習を深めることができました。由仁小学校の修学旅行は、小樽方面に6月18日から1泊2日の予定で出発いたします。なお、7月下旬から全道中学校体育大会が道内各地で開催されますが、今年度は7月26日から3日間の日程で第52回北海道中学校ソフトボール大会が由仁中学校グラウンドを会場に開催される予定で準備を進めております。

次に、社会教育関係行事ですが、4月26日に高齢者大学アカデミア・ユニの入学式、開校式を新入生3名を含む42名の学生で行ったところであります。

教育行政報告は以上2点でございます。

○議長（後藤篤人君） 以上で日程第4、行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（後藤篤人君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問においては、2名の議員から通告されております。

順次発言を許します。

最初の質問者、佐藤君の発言を許します。

佐藤君

○6番（佐藤英司君） 通告に従いまして、若者世代の定住促進についてお伺いします。

民間の有識者でつくる人口戦略会議は2024年4月、日本の地域別将来推計人口（2023年推計）に基づき、人口から見た全国の地方自治体の持続可能性について分析を行い、全体の4割に当たる744の自治体が2050年までに20代から30代の若年女性が半減し、最終的には消滅する可能性があるとした分析結果を公表しました。

当町の分析結果としては、若年女性人口が274人から78人に減少し、若年女性減少率はマイナス71.5%と推計され、消滅する可能性のある自治体に該当するもので、南幌町、三角62.1%、長沼町、三角61.8%、栗山町、三角50.9%、夕張市、三角77.7%、岩見沢市、三角51.3%と、近隣市町と比較しても高い減少率が示されたところであります。当町の子供たちは中学校卒業後、町内に高校がないため、卒業生のほとんどが栗山町や岩見沢市、北広島市や札幌圏の高等学校へ通学しておりますが、高等

学校や専門学校、大学の卒業後は町内での就職先が少ないことから、町内に居住することなく町外へ流出しています。

町長は、就任してからアグリシステム（株）道央支店や株式会社チュプチニカ、GTS協同組合など企業誘致をはじめ、デマンドバスの運行開始など人口減少対策に取り組んでおりますが、私は由仁町に育った子供たちが次世代を担う若者として定着する取組が重要であると認識しております。当町の人口減少を抑制し、消滅の危機を回避するためにも若者の定住が何より必要であり、より一層の働き先と住まいの確保が必要であると考えております。若者世代定住対策について町長に見解をお伺いします。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 佐藤議員のご質問の回答の前に、テレビ、新聞などで大変話題となっております人口戦略会議の報告書の内容について私なりの考え方を述べさせていただきます。

初めに、これは10年前であります。2014年、平成26年5月に発表された同じ組織の報告書では、消滅する可能性のある自治体が896あるという衝撃的な内容でありました。第2弾となる今回の発表では、消滅する可能性のある自治体が744と前回よりも減少、少なくなったものの、改善されていない自治体だけではなく、一般の住民の方に対してもこの問題の深刻さや日本全体の取組、社会経済の存続をも脅かす問題ということはこの組織が再度提起したものではありませんが、何十年後に消えてなくなるものではないと考えております。

しかし、2023年、昨年であります。厚労省の外郭団体であります国立社会保障・人口問題研究所、略して社人研と言うのでありますが、この組織が公表した日本の将来推計人口によれば、現在1億2,400万人の我が国の総人口は2100年、令和82年には6,300万人になると推計され、現在も減り続けているのですから、全ての自治体が消滅の可能性があると言っても過言ではないと考えているところであります。

そもそも我が国の人口は、明治以降一貫して増え続け、それぞれの自治体は人口が増え続けることを前提に将来像を描き、まちづくりを進めてきたところでありますけれども、手後れになる前にダウンサイジングを想定したまちづくりを進めることを避けて通ることはできないと私は考えております。

また、自治体間における人口の増減は、ゼロサムベース、どこかが増えればどこかが減る、そんなゲームに終わるだけで、そもそも議員がご指摘のとおり、高校生の進学や定住問題などを自治体、市町村がコントロールできるだけの力は非常に弱いものであると考えております。

私はこれまで何度も申し上げておりますが、そもそも少子化問題を筆頭に人口減少対策、人口減少問題は国が責任を持って進めるものであり、これはナショナルミニマムであります。現在この問題は、1989年ですから平成元年、1.57ショックと言われております。合計特殊出生率が1.57、今までひのえうまの年には出生率が下がったのですが、ひのえうまでないのに出生率が1.57と極めて低い数字になったのが平成元年でありま

して、関係者には1.57ショックと言われているところでありまして、この平成元年以降の国の政策の失敗だと私は考えております。

折しも昨日であります。昨日発表された合計特殊出生率は1.20であります。過去最低、1.57より低いのであります。過去最低、6年連続の減少であります。人口維持、人口再生に必要な合計特殊出生率は2.07と言われております。この2.07の達成は、将来の世代に託さなければ大変難しいと考えられます。行政サービスは、量の拡大だけでなく質の向上が重要だと考えております。

さて、ご質問の若者世代の定住促進についてであります。由仁町で育った子供、若者が次世代を担う者として定着する取組が重要ではないかというご質問であります。まず子供たちにとって、進学を目指す子供たちは、自分の将来の夢を実現するために必要な学力、スキルを取得するために進む道を選択するのであって、居住地に進学先がある、高校があるは、私は関係ないと思っております。また、定住は理想であります。個人一人一人の考え方が多様化し、経済、事業活動がグローバル化をしており、たとえ住む地域は狭くても活動する空間はどんどん拡大しており、これからもさらに広がっていくものと考えられます。子供たちは、まずは自分の夢の実現、知力、体力など能力の向上のために外に出ていく、いろいろな地域で暮らし、仕事を体験して視野を広げてから戻ってくる。Uターン、あるいはIターン、Jターンというのがあります。最近では田園回帰者という言葉もありますが、そういった回帰者に選ばれる自治体であるべきだと私は思っております。

しかしながら、人口減少対策はただ手をこまねいていただけでは、さきの報告書のとおり由仁町が消滅の危機に瀕することは避けられないのかもしれませんが、そうならないようにするためにも取り組まなければならないことは人口減少のスピードを緩めるということであり。第1回の定例会で議決いただきました第七次由仁町総合計画でも触れておりますが、町民の皆さんが一つになって安全で安心して心豊かに住み続けることができる活力のある地域を目指すことによって、その施策効果によりまして出生数の増加と町外への転出超過が一定程度抑制された場合には、由仁町の人口が大きな増加は見込めないものの一定程度維持できると、この計画ではそのように目標を設定して進めているところであります。これらの実現のためにも当面の課題にしっかりとスピード感を持って取り組むことと同時に将来を見据えて必要な施策の展開や投資、見直しを行うこと、このことを意識して積極的に取り組んでいきたいと考えております。

また、定住施策につきましても、今般の動向から考えてもまさに劇的、急激な人口増加を期待することは大変難しいのでありますが、これからも町内で活用されていない資源を活用するなど定住施策を講じてまいりたいと思っておりますので、佐藤議員、議員各位の皆様のご理解とご協力をお願いをいたしまして私の答弁とさせていただきます。

○議長（後藤篤人君） 佐藤君

○6番（佐藤英司君） 私は、小さくてもきらり輝くまち、この文言が大好きでございます。それで、町長に聞いたのですけれども、今消滅自治体というのは町長が説明したとおり、今までずっといっていた人口が減ると行政機能が停止して、正式に自治体自体が機能

が失ってしまうと、そういうことになっては駄目だと思ひまして、この間私由仁町の6月の広報を見ました。6月の広報を見ましたら、亡くなった方が9名、生まれた方がゼロ。こういうことでいったらだんだん、だんだん、正直それこそ人口減少は当たり前だと思うのだ。それで、私過去5年のことをちょっと調べてみたのです。それで、ちょっと申し訳ございませんけれども、過去5年間で調べたら、令和5年で生まれた方が12人、亡くなった方が……ごめんなさい。全部で収支合わせると63人マイナスと。令和2年が66人マイナス。亡くなった方が多い。令和4年は89人。令和5年、78人亡くなった方が多い。これ町長、さっきから言っているけれども、現在少子高齢化、由仁町の人口の増加はかなり困難だと私も理解します。

そこで、もう二点お聞きしたいのですけれども、Uターン、Iターンや由仁町との包括連携を結んでいる大学の学生が由仁町での定住や起業を希望する場合には空き家、空き店舗の活用が必要だと思います。町の空き家バンクは回転率が高く、空き家の記載数はいつも少ない状態だと認識していますが、まだまだ空き家、空き店舗が点在しています。これまでも話はいろいろ聞いておりますが、現に空き家である物件がなぜ活用されないか、その原因と今後の見通しについて教えていただきたいのですけれども。

○議長（後藤篤人君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時05分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

町長

○町長（松村 諭君） 佐藤議員の再質問のほうにお答えをいたします。

ご質問の内容は、恐らく空き家対策だと。私が1回目の答弁で町内の資源を活用してということは申し上げましたので、空き家対策ということでお答えをさせていただきます。確かに町内には空き家がたくさんありまして、なかなかその空き家解消されないというのは、これは事実であります。これまでも私どもの税を担当しております住民課と地域活性化課と連携いたしまして、いわゆる固定資産税の納付書へ同封するような形で広報や回覧などで空き家対策に関する情報を納税者の方に提供をしております。ところが、これ議員もご承知だと思うのですが、制度のことを分かっていたとしても、やはり所有者の方にはそれぞれの事情があるところであります。手放したいのだけれども、手放すことができない、あるいは相続のことが絡んでくるかもしれない。まだ使うかもしれないと、たまに使うかもしれないと。仏壇や古い家財道具がそのまま置いてあるといった、そういう声も聞かえてくるところであります。この場合、定期的に管理されていなければ、さあ、問題が解消されました。手放そうと思ったときには、その家は正直言って使い物にならないほど老朽化して傷んでいるという、そういったケースも見られるところであります。これらにつきましては早めに移住交流センターにご相談いただければ、専門の職員がアドバイスや

準備など必要な対応をさせていただきます。

また、一方で過去の売買や相続登記がされていない物件も現在非常に多い状況であります。中には相続問題で明治時代から、そこまでたどっていかなければこの関係をはっきりすることができないといった物件まで存在しているところでもあります。これらにつきましては適切に登記を行わない限り売買が不可能でありまして、この問題が実は空き地、空き家バンクへの登録の一番の支障となっていると考えております。

この状況だけではありませんが、こういった状況が恐らく由仁町だけではなくほかの市町村でも見受けられることから、本年4月1日に相続登記が法的に義務づけられたことによりまして、登記がされていないという問題がこの制度の義務化によりまして解消されることにもなりますが、登記や相続者の相談などの際に一つ手放すきっかけになることも私どもでは期待をしているところでもあります。これまでも佐藤議員には私どものほうにいろいろな情報提供や紹介、個人的な紹介もいただいているところではありますが、近隣住民や口コミでの周知も大きな効果があると思いますので、引き続きご支援、ご協力をお願いしたいところでもあります。

また、一般住宅のを中心にしてただいまお答えをさせていただきましたが、実は由仁の町の中を見ていただきますと空き地が大変増えているのですが、後継者のいない店舗、こちらのほうも増えているのであります。ところが、ほかのまちを見てみますと非常に空き店舗の回転率が高いのです。これはどうしてだろうかということで注意深く私なりに観察をしてみますと、これは京都と同じなのです。というのは、京町家というのがあります。京都の町家です。これは税金対策として道路に面した間口を狭くすると。広く取らないのです。ですから、奥に向かって細長いのが京都の町家なのです。税対策なのです。由仁町はこの逆なのです。道路に面して間口が広いのです。大きな店が何軒もあると。ということは、新しく起業したい方がいらっしゃっても店が大き過ぎるのです。恐らく分割して細かく区切らなければ起業する方は大きな空き店舗に手を出すことはできないと私は考えております。こういった問題も含めて店舗の問題については商工会とも協議をして、これからどうしたらいいのかということを検討を進めていきたいと考えているところでもあります。

○議長（後藤篤人君） 佐藤君

○6番（佐藤英司君） 町長、私町長の言っていることは理解するのです。これを今言う町民に理解してもらいたくて今日一般質問しました。これを町民みなさんに由仁町はこういう状態だよ、こういうまちもあるのだけれども、こういう状態だよということを紙面で町民みんな見れば、それは理解してくれると思いますので、この広報のためにこういう形で質問させていただいていますので、ご容赦ください。

それで、もう一点、最後ですけれども、もう一点は移住でございます。これはUターンと異なり直接人口増となるものでありますから、しかし北海道は知っていても由仁町という名前を首都圏の若者はネットなどで調べない限り分からないと思います。もっと大きな単位である空知も同様であり、あまり知られていないと思います。そうすると、由仁町は移住先に選ばれるどころか選ぶリストにも入らなくなってくるので、知名度向上のための

PRが必要だと思えます。そこで、お聞きしますが、移住、交流フェアの参加など町単位での活動は承知していますが、近隣市町と連携してこれを行うことも大きな効果があると思えます。広域でのこれまでの取組や今後の活動についてお聞きしたいと思います。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 佐藤議員の再質問のほうにお答えいたします。

移住定住促進に向けた広域での取組ということですが、これは実施しているのか、進めているのかいないのかということにつきましては、これは進めていると。ところが、これは結果的に効果が現れていないのだったらやっていないのと同じではないかというふうにとられても仕方がないところでございます。

ちなみに、政策的な効果があまり上がっていないかもしれませんが、現在進めている取組について若干説明をさせていただきますが、まずは空知総合振興局、かつての空知支庁であります。空知管内の24の市町から成る、いわゆるオール空知で構成する北海道空知地域創生協議会と、それから南空知の9市町で構成する南空知ふるさと市町村圏組合において情報発信、プロモーション事業、移住希望者とのオンラインセミナーを実施しております。実際にこの活動から空知や由仁町に観光などで訪れる方も増加しておりますことから、移住の際に選ばれる一つの町となるように期待をしているところであります。

また、これから連携内容を検討していく予定の、これは昨日説明をさせていただいたところであります。南空知定住自立圏においては移住定住を連携ビジョンの一つの柱として移住した方に選ばれるような町、地域となるよう今後事業内容や目標などを検討、設定していくこととなります。いずれにしましても、広域で行うことにより道と札幌市の近郊で食や観光資源が豊富な地域としてPRできることから、その中で由仁町に興味を持っていただけるきっかけになるということを含め移住の一つの方策と考えております。ただ、こちらのほうは一朝一夕にはなかなか進まないのではありますが、これは私の様々な活動を通して由仁町を積極的にPRしていきたいと考えているところであります。

○議長（後藤篤人君） 佐藤君

○6番（佐藤英司君） ありがとうございます。定住や人口減少を止めることは一朝一夕にはできないと思いますが、将来を担う若者が少しでも由仁町で生活していくことをお願い、私が長生きできるように、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（後藤篤人君） 次の質問者、加藤君の発言を許します。

加藤君

○2番（加藤重夫君） スクールバスの人材確保と運行について教育長にお伺いいたします。

由仁町の通学用のスクールバスは、昭和51年の学校統合の際から運用を始めたものと認識しています。幾度かの学校統合を経て、平成29年度から小中学校1校体制となり、今では様々な児童生徒のニーズに応えるため、通常の登下校時間のほか中学校部活動に対

応する休日も含めた運行も行っており、これらの運行に当たっての人的体制は、現在では町で雇用をしている職員のほか民間事業者からの人材派遣、さらには車両運行も含めた運行委託によって運営しているものと把握しております。

一方、世間のニュースでは2024年問題として令和6年4月からバスやトラックドライバーなど運輸業界の時間外労働時間が上限規制されることで1人当たりの労働時間短縮で人手不足に陥り、道内でもバス路線の減便が問題となる報道をよく目にしております。由仁町のスクールバス運行に関わるドライバーに関しても人材確保、労働条件、高齢化など多くの課題を抱えているものと想像していますが、安全かつ円滑な運行を確保するため今後どのようにお考えなのか、教育長にお伺いします。

○議長（後藤篤人君） 教育長

○教育長（石井 洋君） 加藤議員のご質問にお答えいたします。

由仁町におけるスクールバスは、加藤議員のご認識のとおり、岩内小学校、東三川小学校、古山小学校の統合に伴い、遠距離通学となる児童生徒を安全に送迎することを目的として昭和51年から運用をしており、現在では児童生徒の約半数が利用しております。

スクールバスの運行については3年ごとに定期的な路線の見直しを行っておりまして、令和5年度の見直しの際に8路線から7路線に変更したところであります。町で雇用している運転手が2路線、民間事業者からの人材派遣で2路線、バス車両を含めた運行委託で3路線の計7路線で現在運行しております。乗降場所については、冬の間の除雪の対応なども含めて安全かつ円滑な運行となるように設計をしているところであります。また、登下校以外にも部活動に対応するため、平日は6路線、休日は4路線を運行しております。

2024年問題、いわゆる運転手不足の問題ですが、高齢化や成り手不足というのが全国的な問題としてニュースで取り上げられております。当町のスクールバスの運行においては現在のところ運転手不足による路線の縮小や廃止は今のところありませんが、昨年12月に運転手の退職によって後任の確保が困難であると民間事業者から相談を受けたところであります。人材確保は他人ごとではない重要な課題だと認識しておりまして、ハローワークの活用や自衛隊などの大型運転免許取得者が多くいる事業者などとも連携しながら運転手の確保に努めているところであります。

安全面については、道路交通法で定めている法定点検のほか、定期的な自主点検、毎回運行前後の車両確認等を行って徹底しております。また、町で所有している古いスクールバスを順次新しいバスに更新しております。

スクールバスの運行は児童生徒にとって必要不可欠でありますので、引き続き民間事業者も含めた人材確保及び安全かつ円滑な運行の確保に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（後藤篤人君） 加藤君

○2番（加藤重夫君） スクールバスの路線は、今教育長から答弁ありましたように現在

7路線で、スクールバスの時刻表なんかを見ても朝7時半から中学校で部活動あるときは18時過ぎまで運行して、児童生徒に不便のないように取り組まれていることとっております。今後運転手不足を解消するという事はなかなか難しいことだと思います。大変なことだと認識しております。運転手の労働条件の改善とか、あと労働環境の整備、労働時間の配慮、ドライバーの健康管理など働きやすさなんかも向上していくことも重要なことだと思います。そして、若い世代に向けて魅力や将来性をアピールして後継者の育成を図る取組も必要だということでございます。これが1点と、スクールバスの路線の見直し、先ほど答弁ありましたが、見直しが3年に1回されていて、今度令和8年だと思うのですが、令和8年度に見直しするようではございますけれども、子供たちが安心、安全かつ不便にならないような運行の確保をすることが大事だと思っておりますので、この2点について再質問して質問を終わりたいと思っておりますので、再答弁のほうをよろしくお願い致します。

○議長（後藤篤人君） 教育長

○教育長（石井 洋君） 加藤議員の再質問にお答えいたします。

加藤議員もご指摘のとおり、運転手の労働環境の整備や健康管理は大切だと、重要なことだと認識しております。令和6年度から町雇用の運転手の給与改善を図りました。また、民間事業者への委託料についても契約期間の途中ではありますが、運輸局で定める一般貸切旅客自動車運送事業の運賃料金の額の改定に伴った単価の見直しを行ったところであります。一方で、昨日NHKのニュースでも取り上げられていましたが、過度な要求、いわゆるカスタマーハラスメントに関するニュースですけれども、最近ではタクシーの運転手に対するカスタマーハラスメントの報道をよく目にします。由仁町のスクールバスにおいても保護者からのクレームが直接運転手に及ぶということもあって、対岸の火事ではないなというふうに考えております。町といたしましては、雇用する側、あるいは我々業務を発注する側として適切な対応を取って運転手を守るということも重要であると認識しております。そのほか運転手は町雇用、それから委託に限らず健康診断を受けさせて、健康状態を把握して安全な運行に努めているところであります。

それから、2点目の再質問ですけれども、次回以降のスクールバスの路線についてですが、これからの児童生徒数の動向、これから児童生徒数減少していく方向でもありますので、そういう生徒数の動向を踏まえて、それからまた乗降場所の安全等を確保しながら、具体的には学校、保護者、教育委員の代表で組織するスクールバス検討委員会というのがありますので、そちらのほうで皆さんの意見を聞いて改めて運行路線や時間を最適化してまいりたいというふうに考えております。

スクールバスの運行は、児童生徒を安全に登下校させることが最も重要だと考えております。また、スクールバスは由仁町みたいに都会ではなく公共交通機関があまりないところでは、児童生徒に公共交通機関のマナーを学ぶ場としても有効だと考えております。乗車マナーについて公共交通機関と同様、走行中は立ち上がらないとか、騒がないとか、児童生徒への指導を徹底していきたいというふうに考えております。

このように、運転手の働きやすい労働環境の整備に努め、引き続き安心、安全を最優先とした運行に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（後藤篤人君） 加藤君

○2番（加藤重夫君） 運転手不足の対応と子供たちが元気で楽しく登校できるよりよい環境になることを望みまして、私の質問を終わりたいと思います。

終わります。

○議長（後藤篤人君） 以上で日程第5、一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時40分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第6 承認第1号

○議長（後藤篤人君） 日程第6、承認第1号 専決処分した事件の承認について（由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 承認第1号、由仁町税条例の一部を改正する条例を専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を得ようとするものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 住民課長

○住民課長（中道康彦君） 承認第1号、専決処分した由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について、内容の説明をいたします。

このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正を行ったものであり、本年4月1日の施行日に間に合わせるため、本年3月31日に専決処分し、同日公布したものであります。

説明は新旧対照表で行いますが、改正内容を簡略化して一覧にしたものを承認第1号資

料1として、また定額減税に係る資料を承認第1号資料3としてお手元に配付しております。

それでは、承認第1号資料2の新旧対照表を御覧願います。右側が改正前、左側が改正後であります。第51条は町民税の減免、第71条は固定資産税の減免に係る規定、2ページをお開き願います。第139条の3は特別土地保有税の減免に係る規定で、それぞれ職権による減免を可能とする規定の追加と文言の修正であります。

第5条の2は、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例で、能登半島地震により住宅などの資産について損失が生じた場合の雑損控除について、令和6年度の個人住民税において雑損控除の適用対象とすることができる特例規定を追加したものであります。

3ページをお開き願います。附則第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例で、能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例が規定されたことにより、引用している地方税法の関係条項の条ずれを修正したものであります。

附則第7条の5から11ページの附則第7条の8までは、令和6年度の個人住民税に係る特別税額控除、いわゆる定額減税に係る規定の追加であります。承認第1号資料の3を御覧ください。対象となる方ではありますが、前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者であります。減税額ではありますが、本人、配偶者を含む扶養親族1人につき1万円で、徴収方法につきましては、給与所得に係る特別徴収では6月分、6月の給料からは徴収されず、定額減税後の税額が7月分から令和7年5月分までの11か月でならされ、徴収されます。②の普通徴収では、定額減税前の税額を基に算出された第1期分の税額から控除され、控除し切れない場合は第2期分以降の税額から順次控除されることとなります。③、公的年金等からの特別徴収では、定額減税前の税額を基に算出されました10月分の特別徴収税額から控除され、控除し切れない場合は12月分以降の特別徴収税額から順次控除されます。条例に規定しております関係条項ではありますが、これらの内容につきましては附則第7条の5から附則第7条の8において規定したところであります。

なお、個人住民税の定額減税と併せまして所得税においても定額減税が行われます。所得税においては対象者1人につき3万円、個人住民税と合わせますと1人当たり4万円の定額減税が行われることとなります。

この定額減税において減税額を引き切れない場合、この場合におきましてはその差額を調整給付として現金支給されることとなります。この調整給付に係る費用につきましては、議案第4号の一般会計補正予算において計上しているところであります。

それでは、新旧対照表の資料の11ページにお戻りください。附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例で、12ページを御覧ください。こちらは定額減税に係る規定を追加したことによる引用条項の条ずれを修正したものであります。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告で、改正後の第3項において長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅のうち、区分所有に係る住宅についての減額措置の適用に係

る規定を追加したものであります。改正前の第3項から次のページ、13ページの第5項までにつきましては、今ほど説明いたしました第3項を追加したことにより1項ずつ繰り下げ、改正前の第6項から次のページ、14ページの第10項までは地方税法施行規則改正に伴う引用条項の項ずれの修正と改正前の第6項から第11項までにおきましても先ほど説明いたしました第3項を追加したことにより1項ずつ繰り下げるものであります。

附則第11条の土地に対して課する各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義から、飛びますが17ページをお開き願います。17ページの附則第15条の特別土地保有税の課税の特例までは、それぞれ令和6年度の評価替えに伴い、特例措置期間を延長したものであります。

18ページをお開き願います。附則第16条の3の上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例から、こちらも飛びまして21ページをお開き願います。附則第20条の3の条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例までは、それぞれ定額減税適用に係る読替規定を追加したものであります。

本一部改正条例の附則であります。第1条は施行期日で、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

22ページをお開き願います。第2条は、固定資産税に関する経過措置で、改正後の条例の固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第1号 専決処分した事件の承認について（由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について）は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。
したがって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

◎日程第7 承認第2号

○議長（後藤篤人君） 日程第7、承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和5年度由仁町一般会計補正予算について）を議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 承認第2号、令和5年度由仁町一般会計補正予算を専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、地方交付税及びゴルフ場利用税交付金など歳入の確定に伴うものがあります。

歳入が確定したことによりまして、歳出は財政調整基金積立金及びふるさと基金積立金を増額するものであり、承認第1号と同様の理由により議会の承認を得ようとするものがあります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和5年度由仁町一般会計補正予算について）は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

◎日程第8 議案第1号

○議長（後藤篤人君） 日程第8、議案第1号 由仁町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 由仁町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 住民課長

○住民課長（中道康彦君） 議案第1号 由仁町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容の説明をいたします。

このたびの改正は、本年3月の由仁町議会第1回定例会におきまして可決いただきました由仁っ子医療費の助成に関する条例の一部改正に準じ、一部負担金、医療費の自己負担分ではありますが、これを無償とする対象年齢を引き上げるため、所要の改正を行おうとするものであります。

改正内容の説明は新旧対照表で行いますので、議案第1号資料を御覧ください。右側が現行、左側が改正案であります。第4条は、助成の額で、ただし書中、満15歳に達した日を満18歳に達した日に改めようとするものであります。

附則であります。この条例は、令和6年10月1日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

佐藤君

○6番（佐藤英司君） ちょっとお伺いしたいのですが、由仁町重度心身障がい者

及びひとり親、大体何人に該当するか、そしてまして15歳から18歳に変わると何人ぐらい影響があるのか、それを聞きたいのですけれども。分かりますか。分からなければ後でいいです。

○議長（後藤篤人君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時07分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

先ほど佐藤議員から質問があった件につきましては、今数字をまとめておりますので、まとめ終わった時点で説明をし直すということで、会議については進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

そのほか質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 由仁町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第2号

○議長（後藤篤人君） 日程第9、議案第2号 由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第2号 由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、このたびの条例の一部改正につきましては、去る5月28日に開催されました由仁町国民健康保険運営協議会に諮問し、承認する旨の答申をいただいております。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 住民課長

○住民課長（中道康彦君） 議案第2号 由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う賦課限度額の引上げ及び低所得者に対する保険税軽減判定所得の基準額引上げを行うため、条例の一部について所要の改正を行おうとするものであります。

説明は新旧対照表で行いますが、改正内容を簡略化して一覧にしたものを議案第2号資料1としてお手元に配付しておりますので、併せて御覧ください。

それでは、議案第2号資料2の新旧対照表を御覧願います。右側が現行、左側が改正案であります。第2条は、課税額で、第3項は後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を22万円から24万円に引き上げようとするものであります。

第23条は、国民健康保険税の減額で、第1項は第2条第3項の改正に伴う改正、第2号では、いわゆる5割軽減の所得判定基準において被保険者数に乗ずる金額を、次のページ、2ページを御覧ください。29万円から29万5,000円に引き上げるもの、第3号は2割軽減の所得判定基準において被保険者に乗ずる金額を53万5,000円から54万5,000円に引き上げ、軽減対象者の拡大を図るものであります。

附則であります。第1条は施行期日で、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

第2条は、適用区分で、改正後の由仁町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第3号

○議長(後藤篤人君) 日程第10、議案第3号 由仁町介護老人保健施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第3号 由仁町介護老人保健施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの改正は、介護保険法で規定する居住費の負担限度額等の一部改正が8月1日から施行されることに伴い、利用料の額を改正しようとするものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(後藤篤人君) 診療所事務長

○町立診療所事務長(桐越佳世君) 議案第3号 由仁町介護老人保健施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、介護老人保健施設における居住費の負担限度額等の一部改正により国が定める標準的な費用の額が改正になることから、その基準に準じて設定している利用料について改定するものであります。

改正内容につきましては、議案第3号資料の新旧対照表で説明いたしますので、御覧願います。右側が現行で左側が改正案であります。別表の表中、居住費の多床室377円を437円に、個室1,668円を1,728円に改めるものです。

附則としまして、この条例は、令和6年8月1日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 由仁町介護老人保健施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第4号

○議長（後藤篤人君） 日程第11、議案第4号 令和6年度由仁町一般会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第4号 令和6年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では由仁町物価高騰等支援給付金及び公用車車庫建設工事並びに農地利用効率化等支援交付金の追加などで、歳入では町税の減額及び事業実施に伴う補助金の計上などが主なものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。
討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第4号 令和6年度由仁町一般会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第5号

○議長（後藤篤人君） 日程第12、議案第5号 令和6年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第5号 令和6年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では額の確定による北海道への納付金の減額、歳入では基準所得確定などによる保険税の追加及び繰入金の減額が主なものであります。

なお、この補正予算案につきましても議案第2号同様、由仁町国民健康保険運営協議会に諮問し、承認する旨の答申をいただいております。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（後藤篤人君） 住民課長
- 住民課長（中道康彦君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。
討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第5号 令和6年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第6号

○議長（後藤篤人君） 日程第13、議案第6号 令和6年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第6号 令和6年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では被保険者証更新に係る事務費の追加、歳入ではその財源として一般会計からの繰入れを行うものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 住民課長

○住民課長（中道康彦君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 令和6年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時30分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎保留答弁

○議長（後藤篤人君） 日程第14に入る前に、議案第1号において佐藤君から質問のあった内容について説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 由仁町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本議案につきまして佐藤議員からご質問の件につきまして住民課長のほうから説明をさせますので、よろしくお願いたします。

○議長（後藤篤人君） 住民課長

○住民課長（中道康彦君） それでは、佐藤議員のご質問にお答えいたします。

対象者と影響額についてということですが、まず重度心身障害者医療費助成の対象者につきましては、全体の数で130名中、今般の改正の対象となった15歳から18歳までの対象者については1名であります。ひとり親家庭等医療費助成の全体の対象者のうち子供に係る部分の全体の対象者は42名おりますが、そのうち15歳から18歳までの対象者の数14名であります。合わせて15名該当者がおりますが、この15名に係る影響額ということになります。年額で約13万4,000円程度という試算をしているところであります。

以上でございます。

◎日程第14 議案第7号

○議長（後藤篤人君） 日程第14、議案第7号 令和6年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第7号 令和6年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出ではボイラー室屋上防水修繕工事などの追加、歳入ではその財源として繰越金の計上などが主なものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 診療所事務長

○町立診療所事務長（桐越佳世君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。
討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第7号 令和6年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第8号

○議長（後藤篤人君） 日程第15、議案第8号 令和6年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第8号 令和6年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では診療所のボイラー室屋上防水修繕工事に係る負担金の増額など、歳入ではその財源として一般会計からの繰入れを行うものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 診療所事務長

○町立診療所事務長（桐越佳世君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号 令和6年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第9号

○議長（後藤篤人君） 日程第16、議案第9号 南空知消防組合理約の変更についてを議題といたします。

町長から提案の理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第9号 南空知消防組合理約の変更について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、組合経費の支弁に新たな経費が追加されることに伴い、規約変更について協議するため、議会の議決を得ようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 総務課長

○総務課長（河合高弘君） 議案第9号 南空知消防組合理約の変更について。

改正部分の説明は新旧対照表で行いますので、議案第9号資料を御覧ください。右側が

現行、左側が改正案となっております。このたびの改正は、昨年南空知消防組合において個人情報保護審査会が新たに設置され、経費の支払い方法について規約を変更する必要が生じたため、規約第13条第2項第1号の関係町の分担割合に個人情報保護審査会費を加えようとするものであります。

附則であります。この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号 南空知消防組合同規約の変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 諮問第1号

○議長（後藤篤人君） 日程第17、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

人権擁護委員は、現在3名が法務大臣の委嘱を受けておりますが、本年9月30日に任期が満了します。10月1日からの新たな任期におきましても現任委員3名を当該委員と

して推薦するため、人権擁護委員法の規定により、議会の意見を求めようとするものであります。

現在人権擁護委員であります山宮輝美氏は、平成18年から委員を委嘱されているところであり、人格識見高く、社会教育や青少年に対する防犯活動を推進し、信望厚く、人権擁護委員として適任であると考え、引き続き推薦するものであります。

議員各位の満場一致のご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

会議規則等運用例第48条第1項の規定によって、討論を行わず、直ちに採決を行います。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（後藤篤人君） 起立全員です。

したがって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

◎日程第18 諮問第2号

○議長（後藤篤人君） 日程第18、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

提案の趣旨は、諮問第1号で申し上げたとおりであります。

現在人権擁護委員であります岩崎俊博氏は、平成24年から委員を委嘱されているところであり、人格識見高く、農業を営む傍ら児童生徒の健全育成を推進し、信望厚く、人権擁護委員として適任であると考え、引き続き推薦するものであります。

議員各位の満場一致のご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) 質疑はないものと認めます。

会議規則等運用例第48条第1項の規定によって、討論を行わず、直ちに採決を行います。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(後藤篤人君) 起立全員です。

したがって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

◎日程第19 諮問第3号

○議長(後藤篤人君) 日程第19、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

提案の趣旨は、諮問第1号で申し上げたとおりであります。

現在人権擁護委員であります大居寛氏は、平成30年から委員を委嘱されているところであり、人格識見高く、教員経験を生かして児童生徒の健全育成を推進し、信望厚く、人権擁護委員として適任であると考え、引き続き推薦するものであります。

議員各位の満場一致のご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長(後藤篤人君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) 質疑はないものと認めます。

会議規則等運用例第48条第1項の規定によって、討論を行わず、直ちに採決を行います。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(後藤篤人君) 起立多数です。

したがって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

◎日程第20 会議案第1号

○議長(後藤篤人君) 日程第20、会議案第1号 議員派遣についてを議題といたします。

事務局長に会議案の朗読をさせます。

○事務局長(泉 陵平君) 会議案第1号 議員派遣について。

議員の派遣について、次のとおり承認を求める。

令和6年6月6日提出。提出者、由仁町議会議員、佐藤英司、賛成者、由仁町議会議員、加藤重夫。

「記載省略」

○議長(後藤篤人君) お諮りいたします。

この会議案第1号につきましては、ただいまの朗読でお分かりのことと思いますので、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

会議案第1号 議員派遣については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎日程第21 意見書案第1号

○議長（後藤篤人君） 日程第21、意見書案第1号 地方自治体に対する「指示権」を新設する地方自治法の改正に対する意見書についてを議題といたします。

事務局長に意見書について朗読をさせます。

○事務局長（泉 陵平君） 意見書案第1号 地方自治体に対する「指示権」を新設する地方自治法の改正に対する意見書について。

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和6年6月6日提出。提出者、由仁町議会議員、浮田孝雄、賛成者、由仁町議会議員、佐藤英司、賛成者、由仁町議会議員、野市裕司。

内容につきましては別紙のとおりですので、朗読を省略いたします。

以上でございます。

○議長（後藤篤人君） お諮りいたします。

この意見書案第1号につきましては、ただいまの朗読でお分かりのこととしますので、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明及び質疑、討論を省略して直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） これから採決を行います。

意見書案第1号 地方自治体に対する「指示権」を新設する地方自治法の改正に対する意見書については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 意見書案第2号

○議長（後藤篤人君） 日程第22、意見書案第2号 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書についてを議題といたします。

事務局長に意見書について朗読をさせます。

○事務局長（泉 陵平君） 意見書案第2号 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書について。

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和6年6月6日提出。提出者、由仁町議会議員、佐藤英司、賛成者、由仁町議会議員、加藤重夫。

内容につきましては別紙のとおりですので、朗読を省略いたします。

以上でございます。

○議長（後藤篤人君） お諮りいたします。

この意見書案第2号につきましては、ただいまの朗読でお分かりのこととしますので、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明及び質疑、討論を省略して直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） これから採決を行います。

意見書案第2号 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 意見書案第3号

○議長（後藤篤人君） 日程第23、意見書案第3号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

事務局長に意見書について朗読をさせます。

○事務局長（泉 陵平君） 意見書案第3号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について。

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和6年6月6日提出。提出者、由仁町議会議員、佐藤英司、賛成者、由仁町議会議員、加藤重夫。

内容につきましては別紙のとおりですので、朗読を省略いたします。

以上でございます。

○議長（後藤篤人君） お諮りいたします。

この意見書案第3号につきましては、ただいまの朗読でお分かりのこととしますので、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明及び質疑、討論を省略して直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） これから採決を行います。

意見書案第3号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実

・強化を求める意見書については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 意見書案第4号

○議長(後藤篤人君) 日程第24、意見書案第4号 厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める意見書についてを議題といたします。

事務局長に意見書について朗読をさせます。

○事務局長(泉 陵平君) 意見書案第4号 厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める意見書について。

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和6年6月6日提出。提出者、由仁町議会議員、佐藤英司、賛成者、由仁町議会議員、加藤重夫。

内容につきましては別紙のとおりですので、朗読を省略いたします。

以上でございます。

○議長(後藤篤人君) お諮りいたします。

この意見書案第4号につきましては、ただいまの朗読でお分かりのことと思いますので、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明及び質疑、討論を省略して直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) これから採決を行います。

意見書案第4号 厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める意見書については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議会運営委員会の閉会中の審査について

○議長(後藤篤人君) 日程第25、議会運営委員会の閉会中の審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付したとおり閉会中の審査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり閉会中の審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり閉会中の審査に付すことに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(後藤篤人君) これで本日の日程は全部終了いたしました。

令和6年由仁町議会第2回定例会を閉会いたします。

◎閉会 午後 1時59分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議 長 後 藤 篤 人

2 番 議 員 加 藤 重 夫

3 番 議 員 東 貴 之